

移動支援事業者 各位

世田谷区障害福祉部  
障害施策推進課長 宮川 善章

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛等に対する  
移動支援事業の対応について（継続）

日頃より世田谷区の障害福祉サービス事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、依然として新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出時間の短縮や外出自粛を余儀なくされる状況が続いていることを鑑み、国通知に基づく移動支援事業の取り扱いを下記のとおり当面の間継続して取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 世田谷区での取り扱い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、移動支援による外出を予定していた障害者が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合、居宅等で行った食事や排せつの介助、見守りを含めた安全確保については移動支援を算定できることとします。

ただし、支給決定時間を超えてサービスを提供することはできません。

2 期間

令和2年3月1日（日）より当面の間

※本取り扱いは臨時的措置であり、取り扱い終了の際は改めて区ホームページにて周知いたします。

3 その他

具体的な請求方法につきましては、令和2年3月16日付の通知をご確認ください。

【担当】 障害施策推進課事業担当 内山・小西  
電話 5432-2414 ファクシミリ 5432-3021